

選挙運動用ポスター作成契約書

宮古市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という。)と、
_____ (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

第1 この契約によって作成する選挙運動用ポスターは次のとおりとする。

(1) 規格 縦 _____ cm × 横 _____ cm

(2) 数量 _____ 枚

第2 作成代金は、_____ 円とする。(単価1枚につき _____ 円 _____ 銭)
(うち消費税及び地方消費税額 _____ 円)

第3 選挙運動用ポスターの受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

(1) 受渡場所 _____

(2) 納入期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第4 乙は、当該選挙期日後に、第2の作成代金を甲に請求するものとする。ただし、甲が、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成28年宮古市条例第6号）（以下「宮古市選挙公営条例」という。）の規定に従い、手続きを行う場合は、公職選挙法第93条第1項の規定により、甲の供託物が市に帰属することとならない場合に限り、宮古市選挙公営条例に規定される金額を宮古市長に請求し、その残金を甲に請求するものとする。

第5 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 _____

⑨

乙 _____

⑨

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)